

## 市第 69 号議案 横浜市病院及び診療所における専属の薬剤師の配置等の 基準に関する条例の一部改正

### 1 趣旨

医療法の一部改正（平成 30 年 12 月 1 日施行）及び医療法施行規則の一部改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）に伴い、「横浜市病院及び診療所における専属の薬剤師の配置等の基準に関する条例」（以下、「条例」という。）の一部を改正します。

### 2 改正の概要

#### (1) 条例第 5 条における引用法令条ずれの改正

医療法の一部改正により第 15 条の 2 及び第 15 条の 3 第 1 項が新設されたことで、病院の施設に関する基準を規定した条例第 5 条において引用する医療法『第 15 条の 2』が、『第 15 条の 3 第 2 項』に繰り下がったため、条項番号を改正します。

#### (2) 条例附則における規定緩和措置期限の延長

介護療養病床から老健施設等への転換を目的とした、病院の療養病床に関する人員配置基準を緩和する経過措置については、平成 24 年の医療法施行規則の一部改正を受けて条例附則第 2 号において平成 30 年 3 月 31 日までとし、現在は省令規定により今日まで実質期間を延長しています。

今般、同規則において改めて経過期間を平成 36 年 3 月 31 日まで延長する旨が規定されたことを受け、本市においても同期間の延長について条例附則第 3 号を改めて規定することとします。

### 3 施行期日

公布日



## 新旧対照表

### (横浜市病院及び診療所における専属の薬剤師の配置等の基準に関する条例)

現 行	改 正 案
<p>横浜市病院及び診療所における専属の薬剤師の配置等の基準に関する条例 平成 27 年 12 月横浜市条例第 73 号</p> <p>(第 1 条から第 4 条まで省略)</p> <p>(病院の施設に関する基準)</p> <p>第 5 条 法第 21 条第 1 項第 12 号に規定する条例で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 法第 15 条の 2 の規定による繊維製品の滅菌又は消毒の業務の委託を行わない病院にあつては、消毒施設</p> <p>(2) 法第 15 条の 2 の規定による寝具類の洗濯の業務の委託を行わない病院にあつては、洗濯施設</p> <p>(3) (4) (5) (本文省略)</p> <p>2 (本文省略)</p> <p>(第 6 条から第 8 条まで省略)</p>	<p>横浜市病院及び診療所における専属の薬剤師の配置等の基準に関する条例 平成 27 年 12 月横浜市条例第 73 号</p> <p>(第 1 条から第 4 条まで省略)</p> <p>(病院の施設に関する基準)</p> <p>第 5 条 法第 21 条第 1 項第 12 号に規定する条例で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 法第 15 条の 3 第 2 項の規定による繊維製品の滅菌又は消毒の業務の委託を行わない病院にあつては、消毒施設</p> <p>(2) 法第 15 条の 3 第 2 項の規定による寝具類の洗濯の業務の委託を行わない病院にあつては、洗濯施設</p> <p>(3) (4) (5) (本文省略)</p> <p>2 (本文省略)</p> <p>(第 6 条から第 8 条まで省略)</p>

裏面あり

現 行	改 正 案
<p data-bbox="220 185 316 219">附 則</p> <p data-bbox="156 280 323 313">(第 1 項省略)</p> <p data-bbox="156 374 296 407">(経過措置)</p> <p data-bbox="167 421 778 1120">2 平成 24 年 6 月 30 日までに医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「省令」という。）第 53 条の規定により同条に規定する特定介護療養型医療施設又は特定病院であることの届出をした病院の看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数に係るこの条例による改正後の横浜市病院及び診療所における専属の薬剤師の配置等の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定の適用については、この条例の施行の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、同項第 2 号中「療養病床」とあるのは「療養病床に係る病室の入院患者の数を 6 をもって除した数と」と、同項第 3 号中「4」とあるのは「6」とする。</p> <p data-bbox="151 1131 242 1164"><b>【新設】</b></p> <p data-bbox="140 1653 354 1686"><u>3</u> （本文省略）</p> <p data-bbox="140 1697 354 1731"><u>4</u> （本文省略）</p> <p data-bbox="220 1792 718 1825">附 則（平成 29 年 12 月条例第 52 号）</p> <p data-bbox="156 1886 529 1919">(第 1 項から第 4 項まで省略)</p>	<p data-bbox="884 185 979 219">附 則</p> <p data-bbox="820 280 987 313">(第 1 項省略)</p> <p data-bbox="820 374 960 407">(経過措置)</p> <p data-bbox="831 421 1442 1120">2 平成 24 年 6 月 30 日までに医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「省令」という。）第 53 条の規定により同条に規定する特定介護療養型医療施設又は特定病院であることの届出をした病院の看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数に係るこの条例による改正後の横浜市病院及び診療所における専属の薬剤師の配置等の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定の適用については、この条例の施行の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、同項第 2 号中「療養病床」とあるのは「療養病床に係る病室の入院患者の数を 6 をもって除した数と」と、同項第 3 号中「4」とあるのは「6」とする。</p> <p data-bbox="831 1131 1442 1639"><u>3</u> <u>平成 30 年 6 月 30 日までに省令第 53 条の 2 の規定により再び同条に規定する特定介護療養型医療施設又は特定病院であることの届出をした病院の看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数に係る新条例第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定の適用については、この条例の施行の日から平成 36 年 3 月 31 日までの間は、同項第 2 号中「療養病床」とあるのは「療養病床に係る病室の入院患者の数を 6 をもって除した数と」と、同項第 3 号中「4」とあるのは「6」とする。</u></p> <p data-bbox="804 1653 1018 1686"><u>4</u> （本文省略）</p> <p data-bbox="804 1697 1018 1731"><u>5</u> （本文省略）</p> <p data-bbox="884 1792 1382 1825">附 則（平成 29 年 12 月条例第 52 号）</p> <p data-bbox="820 1886 1193 1919">(第 1 項から第 4 項まで省略)</p>

医療法改正 新旧対照表（抜粋）

旧	新
<p>【新設】</p> <p>第 15 条の 2 【新設】</p> <p>病院、診療所又は助産所の管理者は、病院、診療所又は助産所の業務のうち、医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務又は患者、妊婦、産婦若しくはじよく婦の入院若しくは入所に著しい影響を与えるものとして政令で定めるものを委託しようとするときは、当該病院、診療所又は助産所の業務の種類に応じ、当該業務を適正に行う能力のある者として厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならない。</p>	<p><u>第 15 条の 2 病院、診療所又は助産所の管理者は、当該病院、診療所又は助産所において、臨床検査技師等に関する法律(昭和 33 年法律第 76 号)第 2 条に規定する検体検査(以下この条及び次条第 1 項において「検体検査」という。)の業務を行う場合は、検体検査の業務を行う施設の構造設備、管理組織、検体検査の精度の確保の方法その他の事項を検体検査の業務の適正な実施に必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合させなければならない。</u></p> <p><u>第 15 条の 3 病院、診療所又は助産所の管理者は、検体検査の業務を委託しようとするときは、次に掲げる者に委託しなければならない。</u></p> <p><u>1 臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 3 第 1 項の登録を受けた衛生検査所の開設者</u></p> <p><u>2 病院又は診療所その他厚生労働省令で定める場所において検体検査の業務を行う者であつて、その者が検体検査の業務を行う施設の構造設備、管理組織、検体検査の精度の確保の方法その他の事項が検体検査の業務の適正な実施に必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するもの</u></p> <p><u>2 病院、診療所又は助産所の管理者は、前項に定めるもののほか、病院、診療所又は助産所の業務のうち、医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務又は患者、妊婦、産婦若しくはじよく婦の入院若しくは入所に著しい影響を与えるものとして政令で定めるものを委託しようとするときは、当該病院、診療所又は助産所の業務の種類に応じ、当該業務を適正に行う能力のある者として厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならない。</u></p>